平成２５年（フ）第４２１号
埼玉県加須市細間273番地１　県営大利根細間団地５号棟402号室
債務者　荒井真智子（旧姓留村）
１　決定年月日時　平成25年５月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１３４号
埼玉県三郷市彦成３丁目11番１―504号
債務者　伊藤　健二
１　決定年月日時　平成25年５月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１９号
埼玉県行田市大字南河原2677番地
債務者　加藤　清子
１　決定年月日時　平成25年５月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第８１号
静岡県富士市西柏原新田186番地
債務者　望月　泰孝
１　決定年月日時　平成25年５月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第８２号
静岡県富士市西柏原新田186番地
債務者　望月　妙子
１　決定年月日時　平成25年５月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第５６３号
愛知県岡崎市柱３丁目５番地７　ＴＲＵＳＴＹ21―202、前住所愛知県豊明市西川町笹原23番地５　リーブル豊明106号
債務者　栗原　綾子（旧姓河口・菊池・井上）
１　決定年月日時　平成25年５月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第４７７号
札幌市白石区菊水元町４条１丁目５番16号　ハイツレジェンドＣ―106号
債務者　小山内和子
１　決定年月日時　平成25年５月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５５０号
札幌市厚別区厚別東２条５丁目14番３号　ハイツティアレ101号、申立時の住所札幌市厚別区厚別東２条５丁目８番23号
債務者　中川千明樹（旧姓飯塚）
１　決定年月日時　平成25年５月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５８８号
札幌市中央区南３条西７丁目３番地１　エンドレス三井210号
債務者　菊池真由美
１　決定年月日時　平成25年５月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６９１号
札幌市西区発寒４条４丁目９番８―102号
債務者　安達　祐介
１　決定年月日時　平成25年５月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７２５号
札幌市手稲区星置１条７丁目１番16―201号
債務者　長根恵梨子（旧姓有田）
１　決定年月日時　平成25年５月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７４３号
札幌市清田区北野２条１丁目15番１号　シャトーロワール302号
債務者　宮崎　祐次
１　決定年月日時　平成25年５月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７４６号
札幌市白石区川下２条６丁目２番１号　水口ビル302号
債務者　藤島　　整
１　決定年月日時　平成25年５月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７４７号
札幌市白石区川下２条６丁目２番１号　水口ビル302号
債務者　藤島　晶子
１　決定年月日時　平成25年５月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７５７号
札幌市白石区東札幌５条５丁目10番１号　ハイムさわだ東札幌２号
債務者　成田　康子
１　決定年月日時　平成25年５月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７９０号
札幌市厚別区青葉町13丁目18番８号
債務者　兜　　貴晃
１　決定年月日時　平成25年５月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８０９号
札幌市西区八軒３条東１丁目７番３―102号
債務者　吉澤　雅史
１　決定年月日時　平成25年５月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部